

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 39 号
2 0 1 4 年 2 月 1 0 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「1月3日に発生した沿線火災」に関する追加申し入れ

1月3日午前6時35分頃にJR東日本・有楽町駅近くの建物で発生した火災の影響により、東海道新幹線が正午前までの5時間余りにわたりほぼ全線で運行が出来なくなる事象が発生した。

この火災の影響等により運転再開後も終日ダイヤが大幅に乱れた。この事象について車両所に関わる頃柄等については、既にJR東海労関西地「申」第32号で申し入れているが、営業に関わる事柄等について追加して以下のとおり申し入れるので、労使協議の場を設定すること。

記

1. 消防隊員が線路内に立ち入り消火活動を行った経過・状況を明らかにすること。
2. 消防隊員が線路内にいたため運転再開が遅れた状況等があったのか明らかにすること。
3. 1月3日は年末年始輸送対策本部が設置されていた。1月3日の大幅な列車遅延に対して、年末年始輸送対策本部としての指示などがあったのか明らかにすること。
4. 品川駅において何本かの列車が折り返し運転を行った。品川駅における折り返し運転を決定した経緯と詳細を明らかにすること。
5. 品川駅が東京駅の代替え駅として位置づけられているのか明らかにすること。
6. 新大阪駅において上り列車を運転休止にして折り返し下り列車に運用した。ところが何本かの列車は新大阪駅到着後の車内点検を省略し、ドアを開けたままの状態に乗客を乗せて下り列車として運用している。なぜ車内点検を省略したのか明らかにすること。

7. 6項に関連して、途中から車内点検を実施したことについての判断・経過等を明らかにすること。
8. 新大阪駅において非番の社員、勤務の社員に対して、管理者から超勤や休憩時間の変更などの指示が的確に行われていない実態がある。そのため非番の社員の長時間勤務や休憩時間を取れない事態も発生している。大幅な列車遅延による異常な状況がある時でも、管理者による社員の疲労などを考慮した健康を第一にした的確な指示を行うこと。
9. 新大阪駅において臨時の遅延証明の対応が南口だけだったため、遅延証明を受けのお客様でコンコース内が混雑し歩くことも困難な状況が発生した。支社課員などを活用して、中央口、乗換口でも臨時の遅延証明を行うこと。
10. 9項に関連して、遅延証明や払い戻しをされるお客様への案内（自動改札機で遅延証明が出来ること、1年以内の払い戻し可能、案内所は遅延証明や払い戻しが出来ないことなど）のための掲示板を何カ所かに設置すること。
11. 新大阪駅においてお客様に列車遅延の情報を知らせる掲示を出札と改札に設置すること。
12. 新大阪駅において休憩が取れないことなどにより食事の確保が困難な状況が発生した。この間、大幅な列車遅延時では食事（おにぎり、お茶）の提供が行われていたが、当日は食事の提供が行われなかった職場があった。食事の困難な状況が発生した時は、食事の提供をすべての職場に行うこと。
13. お客様への情報提供（運転再開、タイムリートレイン運転など）の放送は内勤が行うこと。
14. 13項に関連して、内勤の放送設備を新大阪駅全体に放送出来るように改良すること。
15. 支社課員などにより、改札などにおいてマイク・ハンドマイクなどでお客様への情報の提供を行うこと。
16. 営業二科（案内所、車椅子等対応）に、発車順序や運転休止などが把握できる情報装置を設置すること。

以上